

令和7年度県民提案募集実施要綱

1 実施目的

県政を進めるにあたって広く意見を聴くことが大切であることから、寄せられた提案・アイデアを事業に積極的に取り入れるため、県民提案の募集を実施する。

2 募集事業

(1) 募集内容

県政に関わる様々な課題の解決に向けたアイデアを「自由提案」として広く募集する。

なお、個別テーマ（9本）も設定しており、提案内容が該当する場合は選択可能とする。

募集において想定する事業は1事業につき、概ね1,000万円以内とする。

【個別テーマ】

- ①三重県誕生150周年記念事業
- ②外国人住民の日本語習得を推進するための取組
- ③若者世代にささる地産地消の推進
- ④外国人観光客の誘客に繋げる県産農林水産物の魅力発信
- ⑤子ども・若者たちに建設業の魅力をPR
- ⑥犯罪防止に向けた取組
- ⑦子どもが自ら学び、自ら考える力を育成する交通安全教育
- ⑧未来の警察官育成
- ⑨インターネット利用に起因する若年層を対象とした犯罪被害防止及び犯罪に担させないための取組

(2) 募集事業から除外するもの

次のアからクまでのいずれかに該当すると認められるものは、募集事業から除外する。

- ア 事業実施が不可能なもの
- イ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- ウ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- エ 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの
- オ 公序良俗に反するもの
- カ 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの
- キ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- ク その他、三重県が実施する事業としてふさわしくないもの

3 提案者

(1) 提案者の要件

年齢・居住地を問わず、応募可能とする。また、単独でも複数名のグループでも提案者となることができる。

(2) 提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることはできない。

ア 三重県職員

イ 三重県議会議員

ウ 法人

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者

4 提案方法

提案者は、三重県電子申請・届出システム又は電子メールで応募することができる。

(1) 三重県電子申請・届出システムによる場合

三重県電子申請・届出システムの専用応募フォームに必要事項を記入し、送信する。

(2) 電子メールによる場合

別紙応募様式に必要事項を記入のうえ、総務部財政課に送付する。

5 審査方法等

(1) 事業案の審査等

提案募集の受付終了後、所管部局において提案内容を確認のうえ、県民投票の対象とするアイデアを選定する。

県民投票を行い、その結果をふまえ、所管部局において審査のうえ、事業構築の参考とする。

(2) 事業案の審査の視点

事業案の審査は次のアからカまでの視点により実施する。

ア 必要性

・ 社会情勢の変化等により、県民や社会のニーズが高まっているか

イ 具体性

・ 具体的な事業を伴う提案となっているか

ウ 事業の効果

・ 提案事業を行うことで、県民に対して大きな効果が見込まれるか

・ 県内に広域的に効果が波及するものであるか

エ 手段の有効性及び効率性

・ 現状や課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしいものであるか

・ 事業規模、水準、手法は適切なものとなっているか

・ 想定される業務量が過大ではないか

オ 実施主体性

・ 県が実施主体として取り組むべき事業と認められるか

・ 県が担うべき広域性、先進性があるか

カ 緊要性

・ 令和8年度に直ちに事業に取り組む必要があるか

6 事業案の提出

所管部局における審査を経た事業案の中から、1部局あたり原則1,000万円の範囲内で財政課に提出することができるものとする。

なお、事業案提出後に実施する県民からの意見募集の結果をふまえて、予算要求までに意見等を可能な範囲で反映するものとする。

7 事業の選定

各部局から提出のあった事業案の中から、令和8年度当初予算編成過程における議論をふまえ、別途定める予算総額の範囲内で事業を選定する。

8 結果の公表

選定された事業は、令和8年度当初予算の発表時に公表する。なお、提案内容の審査結果や評価などに対する個別の回答は行わない。

9 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て三重県に帰属するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

なお、「令和8年度予算調製方針」や「令和8年度当初予算要求にあたっての基本的事項」、今後の政策議論等をふまえ、実施方法を変更する場合がある。

附 則

この要綱は、令和7年4月24日から施行する。